

## 一般財団法人国際法学会定款

2011年10月7日 理事会承認  
2011年10月9日 評議員会承認  
2012年5月11日 理事会による修正後の承認  
2012年5月12日 評議員会による修正後の承認  
2012年10月5日 理事会による修正後の承認  
2012年11月11日 評議員会による修正後の承認  
2015年1月25日 理事会による修正後の承認  
2015年6月21日 評議員会による修正後の承認  
2019年6月8日 評議員会による修正後の承認

## 第1章 総則

(名称)

### 第1条

当法人は、一般財団法人国際法学会と称し、英文では、Japanese Society of International Law と表示する。

(事務所)

### 第2条

- 1 当法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。
- 2 当法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

### 第3条

当法人は、国際公法、国際私法及び外交の理論及び實際を研究し、それによって、国際平和の維持及び国際正義の確立に貢献することを目的とする。

(事業)

### 第4条

当法人は、第3条に定める目的を達成するため、本邦及び海外において次に掲げる事業を行う。

- (1) 国際公法、国際私法並びに国際政治及び外交史に関する諸問題の調査研究
- (2) 当法人と目的を同じくする内外諸団体との連絡連携
- (3) 雑誌及び刊行物の発行
- (4) 研究会、講演会及び講習会の開催
- (5) その他理事会において必要と認める事業

(事業年度)

### 第5条

当法人の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第2章 財産及び会計

(財産の種類)

### 第6条

- 1 当法人の財産は、基本財産及び運用財産の2種類とする。
- 2 基本財産は、第4条に定める事業を行うために不可欠なものとして特定された財産とし、次に掲げるものをもって構成する。
  - (1) 評議員会が基本財産に繰り入れることを決議した財産
  - (2) 基本財産として寄付された財産
- 3 運用財産は基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第7条

- 1 基本財産については、適正な維持及び管理に努めるものとする。
- 2 やむを得ない理由により基本財産の全部若しくは一部を処分又は担保に提供する場合には、評議員会において議決に加わることのできる、総評議員数の3分の2以上に当たる多数の決議を得なければならない。
- 3 基本財産の維持及び管理について必要な事項は、評議員会の決議により別に定める基本財産維持管理規程による。

(運用財産の管理・運用)

第8条

当法人の運用財産の管理及び運用は代表理事が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める運用財産管理運用規程による。

(事業計画及び収支計算)

第9条

- 1 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、直近の評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度予算に準じた収入及び支出の規模とすることができる。
- 3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第10条

- 1 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が事業報告書及び計算書類並びにこれらの付属明細書（以下計算書類等という。）を作成し、監事の監査を受け、理事会の決議を経た上で、定時評議員会に提出し、その承認を得なければならない。
- 2 当法人は、前項の評議員会終了後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表及び損益計算書を電磁的方法により公告する。

(長期借入れ及び重要な財産の処分又は譲受け)

第11条

当法人が資金の借入れ（その事業年度の収入をもって償還する短期借入れを除く。以下、「長期借入れ」という。）又は重要な財産の処分若しくは譲受けをしようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の決議を経たうえで、評議員会に提出し、その承認を得なければならない。

(会計原則)

第12条

当法人の会計は一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(剰余金の分配)

第12条の2

この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

### 第3章 評議員及び評議員会

#### 第1節 評議員

(定数)

##### 第13条

- 1 当法人に評議員10名以上15名以内を置く。
- 2 評議員のうち1名を評議員会会長とし、他の1名を評議員会副会長とする。

(選任等)

##### 第14条

- 1 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。
- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
  - (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
    - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
    - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
    - ハ 当該評議員の使用人
    - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
    - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
    - ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの。
  - (2) 他の同一の団体（公益社団法人又は公益財団法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
    - イ 理事
    - ロ 使用人
    - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
    - ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
      - ① 国の機関
      - ② 地方公共団体
      - ③ 独立行政法人法通則第2条第1項に規定する独立行政法人
      - ④ 国立大学法人第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
      - ⑤ 地方独立行政法人第2条第1項に規定する地方独立行政法人
      - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
- 3 評議員会会長及び評議員会副会長は評議員会において選任する。
- 4 評議員は当法人の理事又は監事若しくは事務局職員等の使用人を兼ねることができない。
- 5 評議員に異動があつたときは2週間以内に登記しなければならない。

(権限)

##### 第15条

- 1 評議員は評議員会を構成し、第18条第2項に規定する事項を決議する。

- 2 評議員会会長は評議員会の議長を務める。評議員会会長が評議員会を欠席していた場合には、評議員会副会長が評議員会の議長を務める。

(任期)

#### 第16条

- 1 評議員の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠により選任された評議員の任期は、前任者の残任期間と同一とする。
- 3 評議員の辞任又は任期満了により第13条第1項に定める定数に足りなくなる場合には、その評議員は、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

#### 第17条

- 1 評議員は、無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員等に係る費用の支払いに関する規程による。

## 第2節 評議員会

(構成及び権限)

#### 第18条

- 1 評議員会はすべての評議員をもって構成する。
- 2 評議員会は、次に掲げる事項を決議する。
  - (1) 基本財産の維持及び管理
  - (2) 評議員、評議員会会長及び評議員会副会長の選任及び解任
  - (3) 理事及び監事の選任及び解任
  - (4) 定款の変更
  - (5) 各事業年度の事業報告及び決算報告の承認
  - (6) 長期借入れ並びに重要な財産の処分及び譲受けの承認
  - (7) 理事及び監事の責任の限定及び免除
  - (8) 解散及び残余財産の処分
  - (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は事業の全部の廃止
  - (10) 理事会において評議員会に付議した事項
- 3 評議員会は、前項に定める事項のほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）に規定する事項に限り決議することができる。

(種類及び開催)

#### 第19条

- 1 評議員会は定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。
- 2 定時評議員会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合にはいつでも招集することができる。

(招集)

#### 第20条

- 1 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。
- 2 前項に拘わらず、評議員は理事に対し評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、理事会の決議に基づき、代表理事は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第21条

- 1 代表理事は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的等の事項を書面又は評議員の承諾を得て電磁的方法により通知しなければならない。
- 2 前項に拘わらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。
- 3 定時評議員会の招集の通知に際しては、法令の定めるところにより、計算書類、事業報告及び監査報告等の資料を提供しなければならない。

(決議及び定足数)

第22条

- 1 評議員会の議事は、一般法人法第189条第2項に規定する事項及びこの定款に規定するものを除き、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 2 前項において、議長は評議員として議決に加わることはできない。
- 3 決議の対象となる事項について特別の利害関係を有する評議員は、評議員、評議員会会長及び評議員会副会長の選任に関する事項を除き、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第23条

理事会が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第24条

理事が評議員全員に対し評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第25条

評議員会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した評議員のうち議長の指名により定める1名がこれに記名押印する。

(評議員会規則)

第26条

評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において評議員会規程を定め、これによることができる。

## 第4章 理事及び監事並びに理事会

### 第1節 理事及び監事

(種類及び定数)

第27条

- 1 当法人に次の役員を置く。
  - (1) 理事 11名以上20名以内
  - (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 理事(代表理事を除く。)のうち15名以内を業務執行理事とすることができる。

(選任等)

第28条

- 1 理事及び監事の選任及び解任は評議員会の決議により行う。評議員会は理事の選任に関する規程を定め、これによる。
- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において選定する。
- 3 監事は当法人の理事又は事務局職員等の使用人を兼ねることはできない。
- 4 理事又は監事に異動があったときは2週間以内に登記しなければならない。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令に定める者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務・権限)

第29条

- 1 理事は理事会を構成し、第37条に定める職務のほか、この定款に定めるところにより当法人の業務の執行を決定する。
- 2 代表理事は当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 代表理事は理事会の議長を務める。
- 4 業務執行理事は代表理事を補佐し、当法人の業務を執行する。また、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、その業務執行にかかる職務を代行する。

(監事の職務・権限及び外部の会計監査)

第30条

- 1 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の職務執行を監査し、法令に定めるところにより、監査報告を作成すること。
  - (2) 当法人の会計の監査を行うこと。
  - (3) 評議員会及び理事会に出席し、意見を述べること。
  - (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
  - (5) 前号の報告をするために必要があるときは、代表理事に理事会の招集を請求すること。
  - (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
  - (7) 理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって当法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
  - (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。
- 2 監事は、前項第5号に定める請求をした場合において、その請求の日から5日以内に2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられないときは、直接、理事会を招集することができる。
- 3 監事は、第1項第2号の職務を行うにあたって、外部の公認会計士その他の専門家に会計監査を委嘱することができる。

(任期)

第31条

- 1 理事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の残任期間と同一とする。
- 4 補欠により選任された監事の任期は、前任者の残任期間と同一とする。
- 5 理事及び監事の辞任又は任期満了により第27条1項に定める定数に足りなくなるときには、その理事及び監事は、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事及び監事としての権利義務を有する。

(解任)

#### 第32条

理事又は監事が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

#### 第33条

1 理事及び監事は無報酬とする。

2 理事及び監事にはその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員等に係る費用の支払いに関する規程による。

(取引の制限)

#### 第34条

1 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の限定又は免除)

#### 第35条

当法人は、一般法人法第198条において準用される第111条第1項に定める理事及び監事の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、評議員の3分の2以上の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第2節 理事会

(構成)

#### 第36条

理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

#### 第37条

- 1 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 代表理事及び業務執行理事の選任及び解任の決定
  - (2) 評議員会の日時及び場所並びに議題の決定
  - (3) 規則等の制定、変更及び廃止の決定
  - (4) 前3号に定めるもののほか、当法人の業務執行の決定
- 2 理事会は、この定款により理事会の決議を要することとされている事項のほか、次に掲げる事項その他の重要な職務執行の決定を理事に委任することができない。
  - (1) 従たる事務所の設置、変更及び廃止
  - (2) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備）

(種類及び開催)

#### 第38条

- 1 理事会は通常理事会及び臨時理事会の2種とする。
- 2 通常理事会は毎事業年度2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 代表理事が必要と認めたとき
  - (2) 代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
  - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
  - (4) 第30条第1項第5号の規定により監事から招集の請求があったとき又は同条第2項の規定により監事が招集したとき

(招集)

#### 第39条

- 1 理事会は代表理事が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。
- 2 代表理事は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求のあった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

(招集の通知)

#### 第40条

- 1 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び監事に対して通知しなければならない。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。
- 2 前項の規定に拘わらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(決議及び定足数)

#### 第41条

- 1 理事会の議事は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 2 前項前段において、議長は理事として議決に加わることはできない。
- 3 決議の対象となる事項について特別の利害関係を有する理事は、代表理事及び業務執行理事の選任に関する事項を除き、議決に加わることはできない。

(決議の省略)

#### 第42条



理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

#### 第43条

理事又は監事が理事及び監事の全員に対し理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第197条において準用する同法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

#### 第44条

理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、代表理事が理事会に出席していた場合には、代表理事及び出席していた監事がこれに記名押印する。代表理事が理事会を欠席していた場合には、出席していた理事及び監事の全員がこれに記名押印する。

(理事会規則)

#### 第45条

理事会に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において理事会規程を定め、これによることができる。

(顧問)

#### 第46条

- 1 当法人に、任意の機関として、若干名の顧問を置く。
- 2 顧問は、次の職務を行う。
  - (1) 代表理事の相談に応じること。
  - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
- 3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 顧問は無報酬とする。

### 第5章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

#### 第47条

この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議を経て変更することができる。ただし、第3条及び第4条に規定する目的並びに第14条第1項（これに基づいて定められた評議員の選任に関する規程を含む。）に規定する評議員の選任及び解任の方法についての変更は、評議員の全員が賛成するときに限り、これを行うことができる。

(合併等)

#### 第48条

当法人は、評議員会の全員が賛成するときに限り、他の一般法人法上の法人との合併、他の一般法人法上の法人への事業の全部の譲渡又は事業の全部の廃止をすることができる。

(解散)

#### 第49条

- 当法人は、次の事由により解散する。
- (1) 基本財産の滅失その他の事由による当法人の目的である事業の成功の不能
  - (2) 合併により当法人が消滅する場合

- (3) 破産手続開始の決定があった場合
- (4) 一般法人法第 261 条第 1 項又は第 268 条の規定による解散を命ずる裁判があった場合
- (5) その他法令で定められた場合

(残余財産の処分)

#### 第 50 条

- 1 当法人が清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は地方公共団体若しくは国に贈与するものとする。
- 2 当法人は、残余財産の分配を行うことはできず、設立者並びに評議員、理事及び監事は、残余財産を譲り受けることはできない。

### 第 6 章 会員

(会員)

#### 第 51 条

- 1 当法人の目的に賛同し支援する者として、一般会員、学生会員、維持会員及び名誉会員の 4 種の会員を置く。
- 2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議により定める一般財団法人国際法学会会員規程によるものとする。

### 第 7 章 委員会

(委員会)

#### 第 52 条

- 1 当法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会の決議により、委嘱する事項を定めて委員会を設置することができる。
- 2 委員会の委員は、学識経験者その他適当と判断される者のうちから理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める規則による。

### 第 8 章 事務局

(設置等)

#### 第 53 条

- 1 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局にはその長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局の長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

#### 第 54 条

- 1 事務局には、次に掲げる帳簿及び書類（電子データ化したものを含む。）を常に備えておかなければならない。
  - (1) 定款
  - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
  - (3) 認証、認定、許可、認可等及び登記に関する書類
  - (4) 定款に定める機関の議事に関する書類
  - (5) 財産目録
  - (6) 役員等に係る費用の支払いに関する規程
  - (7) 事業計画書及び収支予算書

- (8) 事業報告書及び決算報告書
  - (9) 監査報告書
  - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによる。

## 第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

### 第55条

当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

### 第56条

- 1 当法人は業務上知り得た個人の情報の保護に万全を期すものとする。
- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は理事会の決議により別に定める。

(公告)

### 第57条

- 1 当法人の公告は電子公告による。
- 2 やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、東京都において発行する朝日新聞に掲載する方法による。

## 附則

(委任)

1

この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(当法人最初の評議員)

2

当法人の最初の評議員、最初の評議員会会長及び最初の評議員会副会長は、次のとおりとする。

最初の評議員 位田隆一、大森正仁、柏木昇、川村明、久具（古城）佳子、佐藤哲夫、佐藤やよひ、平覚、田中則夫、長嶺安政、最上敏樹、柳原正治、山影進

最初の評議員会会長 柳原正治

最初の評議員会副会長 田中則夫

(当法人最初の役員)

3

当法人の最初の理事、最初の代表理事及び最初の監事は、次のとおりとする。

最初の理事 浅田正彦、岩澤雄司、兼原敦子、吉川元、小寺彰、坂元茂樹、

佐野寛、道垣内正人、古谷修一、森川幸一、薬師寺公夫

最初の代表理事 薬師寺公夫

最初の監事 吾郷真一、野村美明

(最初の事業年度)

4

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項

において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 5 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(法令の準拠)

5

本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

(施行日)

6

この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

(経過規程)

7

この定款の施行前の期間に係る事項等については、なお従前の例による。

附則

この定款は、平成 24 年 11 月 11 日から施行する。

附則

この定款は、平成 27 年 6 月 21 日から施行する。

附則

この定款は、令和元年 6 月 8 日から施行する。